

奨学生志願のしおり

当財団は、優秀な学生で経済的理由により修学困難な方に学資を貸与して、教育の機会均等をはかるとともに、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とします。

学資の貸与を受ける学生を奨学生といい、貸与される学資を奨学金といいます。

1. 奨学生となる資格

長崎県内に住所を有する者の子弟であって、学校教育法による大学に在学する学生に限ります。但し、専門学校、短期大学、大学院は除きます。

2. 奨学生の区分

区分	貸与額 (月額)	貸与期間	備考
大学生	50,000円	正規の最短就学期間	左記の就学期間終了後10年以内に返還、その間は無利子

3. 出願手続

(1) 出願に必要な書類は次の通りです。

- ア. 奨学生願書 イ. 奨学生推薦調書 ウ. 世帯全員の住民票の写し
エ. 在学証明書 オ. 健康診断書 カ. 市・町の所得証明書又は源泉徴収票

※ア、イは当財団所定の様式があります。

当事務局までお申込み下さい。(インターネットによるダウンロードも可能)

(2) 願書の受付締切期限は毎年理事長が決定します。

(3) 出願は必ず連帯保証人との連署を要します。

(4) 出願方法

出願者本人で出願手続きを取ってください。

但し、大学1年生は、出身高校で奨学生推薦調書(開封無効)を作成のうえ、また2年生以上の学生は、在学する大学で奨学生推薦調書(成績証明書添付一開封無効一)を作成のうえ、奨学生願書等出願に必要な書類を揃え、直接当財団事務局に持参するか、郵送してください。

4. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定にあたっては、選考委員会において、願書その他必要な書類を資料として総合的な審査を行い、奨学生としての適格者を選び、理事長が決定します。

(2) 採用が決定した奨学生については、奨学生決定通知書にて本人に通知します。

5. 奨学生の義務

奨学生は、大学卒業の6か月後から10年以内に、月賦、半年賦、年賦、その他の割賦の方法で、貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。

尚、この返還金は全額または一部を一時に返還することもできます。

(返還金については無利息としますが、正当と認められる事由がなく返還が遅延した場合は、別途延滞利息を付する場合があります。)

又、次のことを厳守しなければなりません。

- (1) 在学中は、毎学年始めに在学証明書を提出すること。
- (2) 次の各号の一に該当したときは、すみやかに連帯保証人と連署して届け出ること。
 - ア. 休学、復学、転部、転学または退学したとき。
 - イ. 奨学金を辞退しようとするとき。
 - ウ. 本人又は連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。
- (3) 卒業後、奨学金の返還事務の円滑化をはかるため、住所、電話番号、勤務先、連帯保証人の変更があった都度すみやかに届出ること。

(付記)

1. 募集は、年1回、概ね1月下旬から4月下旬の期間で行います。
2. 応募のお問い合わせは随時お受けしますが、関係書類は、1月下旬より発行します(但し、原則として募集開始前は、募集要項は発行しません)。
3. 採否決定通知は、原則として5月末日までに行います。(事情により、ずれ込む場合があります)。
4. 採用者数は、諸般の事情により、年度によって異なります。

お問い合わせ先

〒850-0057

長崎市大黒町9番22号

大久保大黒町ビル本館10階

公益財団法人金子岩三奨学財団事務局

電話(095)823-1800

FAX. (095)822-4747

ホームページ: <https://www.kaneko.gr.jp/zaidan/>

パソコンe-mail: zaidan@kaneko.gr.jp